

令和 8 年 6 月 19 日 定例教育委員会 会議録			
1 開催日時及び場所			
・ 令和 8 年 6 月 19 日（金） 14 時 30 分 ～ 15 時 56 分			
・ 1703 会議室			
2 出席者			
教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委 員	村 上 啓 雄	副教育長	平 野 昌 彦
委 員	打 江 記 代	教育次長	高 木 岳
委 員	吉 田 香央里	義務教育総括監	浅 井 孝 彦
委 員	木 下 貴 子	教育総務課長	小 川 修 史
		教育総務課教育主管	安 部 博 貴
		教育総務課教育主管	尾 石 光 正
		教育総務課担当主幹兼健康支援係長	丹 羽 容 子
		義務教育課長	吉 村 嘉 文
		義務教育課教育主管	渡 辺 出
		高校教育課長	山 本 文
		高校教育課教育主管	高 橋 範 行
		高校教育課教育主管	早 野 宏 樹
		特別支援教育課長	垣 添 奈 巳
		教育研修課長	有 尾 隆 宏
		体育健康課長	日 下 部 光
		学校安全課長	大 和 谷 淳
		学校安全課生徒指導企画監	古 家 幸 司
		教育管理課長	中 野 嘉 章
3 議事日程等			
報第 1 号、議第 1 号、議第 2 号、議第 4 号、事務局報告（2）、事務局報告（3）について、非公			
開とすることを決定			
4 会議録			
令和 8 年 5 月 21 日開催の定例教育委員会の会議録を承認			
5 審議の概要			
別添のとおり			

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
議第3号 懲戒処分の指針の改正について	
教 育 管 理 課 長	資料の3ページ目、『「懲戒処分の指針」の改正について』をご覧ください。現在、「児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント」に該当する行為として、ご覧の内容を記載しているが、多くの都道府県では法律に規定されている「児童生徒性暴力等」を引用している。また、国においてもこの4月、教職員等による児童生徒性暴力等があった場合、懲戒免職にすべきとの方針が一層明確化された。 こうした情勢を踏まえ、次のページの3(2)アのとおり、本県でも「児童生徒性暴力等」に該当する各行為を明らかにし、標準量定は免職であることを明記するものである。なお、資料5ページの上段のとおり、現在、公務外非行に記載している「淫行」及び「児童ポルノの所持等」は、先ほどの「児童生徒性暴力等」に包含されるため、削除する。 次に、資料5ページ中段の2について、本県では令和2年に児童生徒とSNS等を用いた私的なやりとりを禁止する通知を発出し、以降も折に触れて研修やセルフチェックなどで周知徹底を図ってきたところだが、依然として後を絶たず、昨年度も懲戒処分事案が発生した。これらを踏まえ、児童生徒とのSNS等を用いた私的なやりとりを行った場合は「戒告」、特に悪質な場合は「停職又は減給」と、指針に明記するものである。 これらの改正により生じる項ずれを修正した上で、4のとおり、本審議でご承認いただければ、本日中に関係機関に通知した後、7月1日から適用することとする。
教 育 長	議第3号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告 (1) 令和9年度県立高等学校の入学選抜における「県外募集実施校に係る入学選抜」について (4) 県教育委員会における「働きやすい職場づくり」に向けた取組の実施結果について (5) 教職員の働き方改革プラン2025の取組結果について (6) 岐阜県における全国レベルの表彰について (7) 令和8年度教育委員行事予定について	
高 校 教 育 課 長	令和9年度県立高等学校の入学選抜における「県外募集実施校に係る入学選抜」について報告する。 まず、県外募集とは、全日制の課程の第一次選抜において、県外に居住する者が県外からの募集を行う学科に出願できる選抜である。なお、募集人員は入学定員とは別に定める。 次に、高校入試における県外募集の考え方を説明する。県外募集については、県立高校の活性化、魅力化の一方策として考えており、特色のある学科や部活動を募集分野として、県教育委員会で指定して実施しているものとなる。表に今年の実施校23校をま

	とめている。令和9年度の県外募集については、新たに大垣西高等学校で県外募集を実施する。募集分野は、特色ある部活動として「アーチェリー」である。大垣西高等学校を県外募集実施校として指定した理由は、大垣西高等学校のアーチェリー部がこれまでに全国高校総体で男子個人優勝、男子団体優勝等の経験をしており、「全国で活躍する部活動」に該当するためである。 また、加納高等学校については、美術科は県内生徒でほぼ定員を満たすこと、作品制作への指導、個人面談、課外での練習への指導など教員の負担が大きいことなどから、募集分野の特色ある教育を「音楽、美術」から今年度は「音楽」のみに変更している。それ以外は、昨年度と同様の内容となっている。県外募集を行う21校があり、合計して今年は県外募集実施校23校、資料のとおりとなっている。
村 上 委 員	昨年度は、何人ぐらいこの選抜で入学しているのか。
高 校 教 育 課 長	昨年度は、31名の志願者がおり、そのうち30名が受検し、合格入学している。
村 上 委 員	そういった方々は、住所も岐阜県内に移されるのか。
高 校 教 育 課 長	基本的には通うことになる。住所を移される方もいる。
村 上 委 員	下宿等されるということか。
教 育 長	よほど遠い場合はそうなる。しかし、県外からの通学を正式に認めているので、例えば愛知県のように近県から来る方は、自宅から通うこともできる。これが認められていないと、受検できるのは県内の子に限られるので、住所を一旦県内に移すというような形をとらないと受検できないということになる。
村 上 委 員	実質はこちらへ来るけれども、住所はそのままの人もいるかもしれないということか。
教 育 長	そのとおりである。
打 江 委 員	県外の方がやりたいことを求めて岐阜県に来てくれるということはすごくいいことだと思うが、県外の方にどのように広報活動をしているのか。
高 校 教 育 課 長	県のホームページに専用のページを開設している。例えばPR動画を掲載するほか、部活動や進路の状況などの情報を発信するなど、広報をしている。
打 江 委 員	動画等も載せているのか。
高 校 教 育 課 長	できるだけ動画もアップしている。
教 育 長	最初に県外募集を始めたときには、近県で購読数が一番多い中日新聞に募集広告を掲載した。関東では、東京新聞として発行されるので、関東方面でも広告の掲載を行っていたことになる。今はホームページで広報している。 また、全国大会等へ出場すると、大会を通じて広まっていくということが結構大きい。例えばホッケーやフェンシングのような岐阜県のお家芸は、強豪校が県内にあるということが知られており、県外からの受検者も来る。しかし、その逆に県内の子が、県外の県立高校に通っているということもある。例えばホッケーだと福井県立の学校に通っている子がいるなど、子供たちは部活動によって全国規模で進学するというのが現状である。

教 育 管 理 課 長	事務局報告（４）の資料をご覧いただきたい。この取組みは、郡上特別支援学校の講師自死事案の和解において、ご遺族とお約束した取組の１つとして、全ての県立学校で、令和元年度から毎年５月に実施しているものである。 資料１ページ目、１つ目は「県立学校における職場研修及び意見交換等の実施」である。（１）の、一つ目のマル印について、校長などが講師となって、再発防止として提言のあった「コンプライアンス意識の向上」や「働き方改革プランの確実な実行」などに関する職場研修を実施した。また、二つ目のマル印について、厚生労働省の動画を活用し、①パワハラやセクハラの基礎知識、②悩みを相談するメリット、③相談を受けた時の対応ポイントについて動画研修を実施した。 次に（２）の「意見交換」について、（１）の研修を踏まえつつ、年代や教科、教員・事務等の枠を超え意見交換を実施した。主な意見は１ページ目から２ページ目にかけて記載のとおりである。 次に、「２ 県教育委員会における啓発等」について、（１）、（２）では、職場の悩みやハラスメント等に関する、県教育委員会内部や外部の相談窓口の周知、（３）では、ハラスメント等の相談を受けた場合の対応マニュアルの周知を改めて図ったところである。 （４）では、疲労蓄積度のセルフチェックの実施により、疲労やストレス状況を把握する取組を実施した。次の（５）、（６）では、メルマガの配信等を通じた啓発・PR活動を実施した。 ３ページの「３ 職場訪問」について、（１）の学校訪問では、事務局職員が働き方改革プランの効果等について学校の教職員等から聞き取りを行った。また、（２）の職場巡回健康相談では、事務局の保健師が、健康相談などを行った。聞き取り結果や課題等については、四角囲みに記載のとおりである。 最後に４について、ただ今説明した取組を市町村教育委員会にも紹介し、働きかけを行った。報告は、以上である。
村 上 委 員	特に新任の職員の方が孤立しないように複数の相談先があるということを提示しているということだが、実際に校長や上司が定期的に面談し、様子を聞くような取組はやっているのか。
教 育 管 理 課 長	どれぐらいの頻度かということまでは承知していないが、学校ごとや新任の先生の状況によって柔軟に対応しながらそういう声掛けや面談等々はされている。
村 上 委 員	一般に言うラインケアというようなことだが、自主的な相談を受け付けるということではなくて、定期的に声掛けをする、様子を聞くだけでいいと思うので、そういう声掛けをしっかりとやる、やれているかどうかを確認するということも必要ではないか。
木 下 委 員	多治見市だと教育委員会の教育指導監が定期的に学校を回って状況を聞くということをやっている。相手が教育職だと話しやすいとか、現場の悩みも分かってもらえるということもあると思うので、そういう方で、先ほど村上委員がおっしゃったように話を聞きに行かれるといいのではないかな。
教 育 管 理 課 長	資料の（１）の学校訪問は、教育管理課に配属されている教育職の担当が意見を伺うとともに、必要に応じて、助言をしている。 ご指摘を踏まえて、今後もしっかりやっていきたい。
教 育 管 理 課 長	引き続き、（５）教職員の働き方改革プランの取組結果について、主なポイントを報告申し上げる。 資料中の二重丸は、令和７年度から新たに始めた取組、白丸は拡充した取組を表している。また、資料中、丸ゴシック体で記載された数値が、令和７年度の実績値を表し、四角囲みでK P I と記載があるものについては、プランの目標数値を表している。

	まず、大項目の1の、「(1) 勤務時間管理の徹底」の1つ目の二重丸について、休日のまとめ取りができるよう1年単位の変形労働時間制を令和7年4月から実施しており、5校9名がこの制度を利用した。次の「(2) 業務内容の不断の見直し」の、4つ目では、学校と保護者間等の連絡調整などに、ICTプラットフォームを活用することについて、全ての県立学校で実施され、目標を達成した。 続いて「(3) 部活動指導に係る負担軽減」の、3つ目では、部活動ガイドラインに基づき、適切な休養日などを設定することについて、実施率100%の目標に対し、99%と一部の部活動で未実施となった。 次に2ページの中ほど、大項目2の「(1) ハラスメント等の速やかな察知と解決」をご覧いただきたい。下から2つ目の二重丸について、苦情等の電話対応のために、通話録音装置を希望があった全ての県立学校に配備した。 続いて「(2) 教職員の心身の健康づくりの支援」の2つ目の白丸について、動画研修などを行った上で、ストレスチェックを実施したが、受検率100%の目標に対し、94.4%となった。なお、その下のところに記載のとおり、高ストレスと判定された者の割合は6.9パーセントと、前年度を下回る結果となり、KPIを達成している。 続いて、3ページの大項目「3 働きやすい環境づくりに向けたマネジメント力向上と組織体制の確立」の2つ目の白丸について、新任管理職に対するマネジメント能力などの研修について、受講率100%と、目標を達成した。大項目の「4 市町村教育委員会の取組の働きかけ」の一番下の項目について、校務を標準化し業務の効率化を図るための統合型校務支援システムは、全市町村で導入されている。 次に4ページをご覧いただきたい。「令和7年度 教員の時間外在校等時間の状況」になる。まず、1番上にある月別平均の時間外について、1番右の欄「平均」で見ると、高校以外の校種では、前年度と比べて4～5%の減少となった。小学校は専科指導教員の配置、また中学校は休日部活動の地域展開の進展などにより減少したものと考えられる。2番目の表の45時間を超える者の割合も同様の減少傾向が見られたが、3番目の表の80時間を超える者の割合では、全ての校種においてほぼ横ばいとなった。 報告は以上となる。
打江委員	資料の1番の(1)にある変形労働時間制の運用の開始ということについて、5校の9名が利用したということだが、これはどういう場合に利用するのか、また、個人的に希望した方が利用するのか。
教育管理課 課長	2点目の回答から申し上げるが、基本的には先生方の選択により、取得することになる。こういった場合かというのは、具体的にはそれぞれの方の事情による。例えば、行事等で一定期間に時間外勤務が集中する時期があり、夏休み等比較的ゆとりのある時期にその超えた分を休日に充てたいといった希望のある方がこの制度を利用されることが考えられる。通常の授業があつて、児童生徒が来るときは、なかなか休みを取れないけれども、長期休業の期間中に、本来学校で勤務すべき日をこの制度を使って休日に充てるということも可能である。
教育総務課 課長	事務局報告(6)は、全国レベルの表彰についての報告である。今回は、スポーツ部門についての報告となる。4月から5月までに開催された大会における受賞者となる。1項目目 JOGジュニアオリンピックカップ2026年度ジュニアクイーンズカップ・レスリング選手権大会において、中京高等学校の小川璃苑（おがわ りおん）さんが U17の部 53kg 級で1位となったことをはじめ、柔道やBMX、カヌーにおいて、10人の個人と1つの団体が優秀な成績を収めたので報告する。 続いて、教育委員の皆様の行事予定について、前回示したものから変更した部分を中心に申し上げる。すでに関係課より案内をさせていただいているが、教員採用選考試験についてまとめた報告となる。6月29日の教員採用選考試験1次試験選考会議、7月18日の教員採用選考試験2次試験実施状況視察、8月19日の教員採用選考試験2次試験選考会議について、時間と場所を表に入れている。

	また、7月16日・17日の2日間、香川県で開催される全国都道府県教育委員会連合会第1回総会等には、村上委員に参加いただく。村上委員には1月26日・27日に東京で開催される第2回総会及び研究協議会等にもご参加いただくことになっている。 また、都合により9月と11月の定例教育委員会会議の日程を変更させていただきたい。9月は7日14:30からを計画している。同一週の10日に開催する総合教育会議、こちらは知事出席のもとでの皆様方と県との議論の場でもあるが、こちらにも出席いただきたい。11月は当初13日に予定していたが、18日に変更させていただき、時間は15:00からとさせていただきたい。
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 岐阜県教育功労者の表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育功労者の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
事務局報告（非公開案件）	
（2）令和10年度採用（令和9年度実施）教員採用選考に係る第一次選考試験について （3）いじめに関する重大事態の発生報告について	
令和10年度採用（令和9年度実施）教員採用選考に係る第一次選考試験について報告された。 いじめに関する重大事態の発生について報告された。 これらの案件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
その他 意見交換	
村 上 委 員	先ほども新規採用教員の方には、声掛けをしっかりとしてほしいと申し上げた。私どもも新入研修医に一番嫌なことは何かと聞くと怒られないことだと答える。怒られることじゃなくて怒られないことが断トツトップである。要するに、「仕事しろよ」と「若いから当たり前だろう」と言って放置されて、やってないと怒られるということではなくて、この点はこうした方がいいという改善の指摘をしてほしいという意味での怒られたいということである。 皆さんも最近の若い方に接する時には、ついパワハラになってしまうのではないとか、高圧的になってかえってギクシャクするのではないかという不安があるかもしれないが、闇雲に声を荒げて怒るというのではなくて、「その点はどうなのだろう」と一緒に課題感を持って指摘してあげるというアプローチは結構重要だと思っている。 「How are you?」と聞くときに、「先日のトラブルについて気になっていることがあるので一緒に考えないか」或いは「どうしてそのような経過になったか、自分はどうか考えているか聞かせてほしい」というように、本人の言葉に傾聴と共感をしながら、改善指摘をしてあげるという接し方ができるといいのではないかと。1つのアドバイスとして参考に

	なればと思う。
議第 4 号 教職員の懲戒処分について （非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
午後 3 時 56 分、閉会を宣言する。	